

## 遊漁規則の変更について

資料 1

### 遊漁規則の変更内容

漁業協同組合	変更申請内容	改正案	改正前	施行日										
更埴	参照条項の条ずれ訂正	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 組合は第1項の規定による申請があったときは、承認期間1日の遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(同項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は同条に規定する場合を除き、同項の承認をするものとする。</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 組合は第1項の規定による申請があったときは、承認期間1日の遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p>	令和5年4月1日										
	遊漁料の額の変更	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">魚 種</th> <th style="width: 33%;">承 認 期 間</th> <th style="width: 33%;">遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ以外の魚種</td> <td>1年</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	魚 種		承 認 期 間	遊 漁 料	あゆ以外の魚種	1年	6,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">魚 種</th> <th style="width: 33%;">承 認 期 間</th> <th style="width: 33%;">遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ以外の魚種</td> <td>1年</td> <td>5,400円</td> </tr> </tbody> </table>	魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料	あゆ以外の魚種
魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料												
あゆ以外の魚種	1年	6,000円												
魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料												
あゆ以外の魚種	1年	5,400円												